解散公告（第二回）

当組合は、平成二十三年十月一日開催の大会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月二十四日

名古屋市中区錦三丁目六番二九号

興和労働組合

清算人　砂生　雄啓

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十三年十月一日開催の大会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月二十四日

名古屋市北区鳩岡二丁目一八番五七号

全興和労働組合

清算人　川口実佐紀

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年九月六日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月二十四日

大分県別府市上人仲町四番四四

特定非営利活動法人ＮＰＯ車いす製造技術と障害者スポーツ普及の会

清算人　森崎　一晴

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十三年九月二十六日仙台市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月二十四日

仙台市宮城野区福田町一丁目九番一三号

仙台市福田町駅東土地区画整理組合

清算人代表　小松　峻

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年九月二十日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月二十四日

長野県上伊那郡中川村四徳五四二番地

特定非営利活動法人山里の暮らしと豊かな森を守る会　代表清算人　伊藤　伸二

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十三年七月三十一日解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月二十四日

静岡県富士市岩本一四一八番地の一

農事組合法人岩本山施設園芸組合

清算人　福島かず子

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十三年九月三十日愛知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月二十四日

愛知県瀬戸市鳥原町六九二番地

清算法人鳥原土地改良区

清算人代表　中島　幸三

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年九月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月二十四日

奈良県吉野郡野迫川村大字平一〇四番地

財団法人平自治区

代表清算人　上野磯太郎

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十二年十二月三十一日組合員が五人未満になったことにより解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月二十四日

大分県玖珠郡九重町大字引治六六七番地

中村生産森林組合

清算人　穴井　二六

配当公告

三重県四日市市諏訪町二番五号　四日市商工会議所内　破産者　四日市商工貯蓄共済組合

右の者に対する津地方裁判所平成十四年（フ）第一八九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一、一九七、六〇四、六七五円

一、配当することのできる金額

金八七、八四一、〇四四円

平成二十三年十月二十四日

三重県四日市市鵜の森一丁目三番二三号ナカジマビル八階　破産管財人　尾西　孝志

配当公告

福岡県北九州市若松区南二島二丁目三番一三号　破産者　共栄配送株式会社

右の者に対する福岡地方裁判所小倉支部平成二十二年（フ）第一一三二号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一、一一、三八一、〇七四円

一、配当することのできる金額

金一九、〇八六、八七七円

平成二十三年十月二十四日

福岡県北九州市小倉北区金田一丁目八番五号北九州法曹ビル五階西日本法律事務所

破産管財人　弁護士　川上　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区筑土八幡町三二番地、最後の住所東京都新宿区筑土八幡町六番七号

被相続人　亡　鈴木　明美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月二十四日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　佐々木　奏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区池袋二丁目一〇八番地、最後の住所東京都豊島区池袋三丁目二六番二〇号川口荘二号　被相続人　亡　肱黒　邦介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月二十四日

事務所東京都杉並区荻窪四丁目三二番三号ＡＫオギクボビル五〇一号室

相続財産管理人　弁護士　髙村　定憲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区青戸六丁目二七番、最後の住所東京都葛飾区青戸六丁目二七番一五号

被相続人　亡　山浦　靜江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月二十四日

事務所東京都中央区銀座八丁目八番一七号伊勢萬ビル六階福家総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　北野　俊光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区旗の台五丁目一二〇七番地、最後の住所東京都板橋区清水町八一番四号　被相続人　亡　大澤　安治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月二十四日

東京都東久留米市滝山六丁目二番一三―一〇七　相続財産管理人　芳賀　晃